

高压ガス保安分野に関する取組状況

2024年3月21日

高压ガス保安室

1. 「規制改革実施計画」を踏まえた規制見直しの取組 (水素スタンド・燃料電池自動車関連)

2. 例示基準及び基本通達の見直し等の状況

3. バルクローリーに関する地方分権提案対応について

4. 高圧ガス保安分野におけるアナログ規制見直し

5. 令和6年能登半島地震への対応

「規制改革実施計画」に基づく規制見直しの進捗状況

(R6.03現在)

- 水素スタンド・燃料電池自動車関連の規制見直しについては、規制改革実施計画（閣議決定）に盛り込まれた **85項目中、これまでに76項目を実施済み**。

* 措置済数 H25:24項目(25項目中)、H27:18項目(18項目中)、H29:33項目(37項目中)、R2:1項目(4項目中)

■ H29計画 措置済みの項目：33項目

計画	事項名
25	高压ガス販売事業者の義務の見直し(a:保安台帳の廃止、b:販売主任者選任の合理化)
26	水素充てん時の車載容器総括証票等の確認の不要化等 (R5.12.21公布・施行)
27	水素スタンドにおける予備品の使用
28	保安検査方法の緩和
29	保安監督者に関する見直し (a:複数スタンド兼任の保安体制のあり方、b:保安監督者の経験要件の合理化)
30	水素スタンド設備の遠隔監視による無人運転の許容
32	一般家庭等における水素充てんの可能化
33	水素スタンドにおける微量漏えいの取扱いの見直し
34	水素スタンドの充填容器等における措置の合理化(a:直接日光を遮る措置、b:高压水素容器の上限温度、c:散水設備の設置)
35	貯蔵量が300m未満で処理能力が30m以上の第2製造事業者である水素スタンドの貯蔵に係る技術基準の見直し
36	燃料電池自動車への緊急充てんに係る届出の明確化
38	水素スタンド設備に係る技術基準の見直し (R5.12.21公布・施行)
37	液化水素ポンプ昇圧型水素スタンドにおける蒸発器の処理量の算定方法の見直し
39	水素特性判断基準にかかる例示基準の改正等の検討
40	設計係数3.5の設計に係る圧力制限の撤廃
41	3.5よりも低い設計係数
42	防爆機器の国内検定を不要とする仕組みの検討
43	型式承認等に要する期間短縮
44	国連規則（UN-R134）に基づく燃料電池自動車用高压水素容器の相互承認制度の整備
45	高压水素容器の品質管理方法の見直し
46	開発中の燃料電池自動車の車両に搭載する高压水素容器の検査制度の見直し
48	車載用高压水素容器の開発時の認可の不要化
49	燃料電池自動車に関する事務手続の合理化 (R5.12.21公布・施行)
50	高压ガス容器に係る設計荷重を分担しないガラス繊維に関する解釈の見直し
51	燃料電池自動車用高压水素容器の許容傷深さの基準の緩和 (a:許容傷深さの柔軟な決定、b:容器の再検査の簡素化)
52	燃料電池自動車用高压水素容器の標章方式の緩和
53	燃料電池自動車の水素充填口付近の標章の緩和
54	会社単位での容器等製造業者登録等の取得 (R5.12.21公布・施行)
55	容器等製造業者登録の更新の見直し
56	水素貯蔵システムの型式の定義の適正化 (R5.12.21公布・施行)
58	充てん可能期間中の容器を搭載している燃料電池産業車両用電源ユニットのリユースの許容
59	充てん可能期間を経過した高压水素容器を搭載した燃料電池自動車に係る安全な資源処理
61	水素・燃料電池自動車関連規制に関する公開の場での検討

■ H25計画 未措置(検討中)の項目：1項目

計画	事項名
57	圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品の使用可能鋼材に係る性能基準の整備

■ H29計画 未措置(検討中)の項目：4項目

計画	事項名
31	水素出荷設備に係る保安統括者等の選任の緩和
47	燃料電池自動車用高压水素容器に係る特別充てん許可の手続の簡素化
57	燃料電池自動車用高压水素容器の充てん可能期間の延長
60	燃料電池自動車販売終了後の補給用タンクの供給

■ R2計画 未措置(検討中)の項目：3項目

計画	事項名
21	a 蓄圧器等の常用圧力上限値の見直し
	b 障壁に係る技術基準の見直し
	c 水素スタンドの充填容器等における温度管理の在り方の検討

■ R2計画 措置済みの項目：1項目

計画	事項名
21	d 設備の故障・修理時における予備品の使用手続の合理化 (R5.3.検討済)

■ R5計画 未措置(検討中)の項目：1項目

計画	事項名
68	郊外型水素スタンドにおける散水装置への上水道からの水の直接供給の許容

(注) 色を付した項目は、経済産業省以外の省庁も 所管するものを指す。

令和5年度に措置等した項目

燃料電池自動車等の規制の一元化 (令和5年12月21日に 関係法律・省令・告示・内規を施行)

H29-No.26

水素充てん時の車
載容器総括証票等
の確認の不要化

H29-No.49

燃料電池自動車に
関する事務手続の
合理化

H29-No.54

会社単位での容器
等製造業者登録等
の取得

H29-No.56

水素貯蔵システム
の型式の定義の適
正化

【措置内容】

燃料電池自動車等に対し、道路運送車両法上の車検制度等により安全を確保できるものについては、高圧ガス保安法の適用除外とし、規制を一元化。

水素スタンド関係

(令和5年12月21日に
省令等を改正)

(検討済み)

H29-No.38

水素スタンド設備に係
る技術基準の見直し

R2-No.21 d

水素スタンド設備の故
障・修理等における予
備品の手続の合理化

【措置内容】

圧カリリーフ弁の不要化、過流防止弁の合理化等について、関係省令（一般則等）・例示基準を改正。

【措置内容】

既存制度において対応が可能であり、新たな規制見直し措置等は行わないと結論。

令和6年度に措置等予定の項目

燃料電池自動車用容器の国際調和

H29-No.57

燃料電池自動車用高圧水素容器の充てん可能期限の延長

H29-No.60

燃料電池自動車販売終了後の補給用タンクの供給

【措置内容】

自動車の基準は国際調和されている中、今般、燃料電池自動車に関する世界技術規則（GTR）及び型式相互承認規則（UNR）について、上記内容を含めた基準が改正され、国内法令をこれに整合させるため、必要な省令等の改正を行う。

【今後の予定】

・R6年度 パブコメ、省令・告示改正（予定）

水素スタンド関係

R2-No.21 b

水素スタンドの障壁に係る技術基準の見直し

R2-No.21 c

水素スタンドの充填容器等における温度管理の在り方の検討

R5-No.68

郊外型水素スタンドにおける散水装置への上水道からの水の直接供給の許容

【措置内容】

敷地境界に対して所定の距離を確保できない場合の代替措置としての障壁材質・構造の見直しについて、通達を改正。

【今後の予定】

・R5年度 パブコメ終了
・R6年4月 例示基準改正（予定）

【措置内容】

充填容器等の温度管理の方法の運用・解釈の明確化について、通達を改正。

【今後の予定】

・R5年度 パブコメ終了
・R6年4月 通達改正（予定）

【措置内容】

郊外型水素スタンドについて、都市型スタンドと同様の措置を講じた場合には、防火設備を不要化することについて、通達を改正。

【今後の予定】

・R5年度中 パブコメ開始(予定)
・R6年度 例示基準改正(予定)

1. 「規制改革実施計画」を踏まえた規制見直しの取組
(水素スタンド・燃料電池自動車関連)

2. 例示基準及び基本通達の見直し等の状況

3. バルクローリーに関する地方分権提案対応について

4. 高圧ガス保安分野におけるアナログ規制見直し

5. 令和6年能登半島地震への対応

1. 例示基準及び基本通達の見直しについて（パブコメ終了、今後施行）

（1）例示基準関係

- ①負圧を防止する措置【一般則例示基準、液石則例示基準、コンビ則例示基準】
可燃性ガス低温貯槽について、負圧を防止する措置を要しない可燃性ガス低温貯槽の明確化
- ②エアゾールの製造における防火上有効な措置及び容器の漏えい確認【一般則例示基準、液石則例示基準、コンビ則例示基準】
防火上有効な措置に係る規定の改定及び容器の漏えい確認方法の追加
- ③充填容器等の転落、転倒等を防止する措置（移動）【一般則例示基準、液石則例示基準】
充填容器等にて高圧ガスを移動させる場合の転落、転倒等を防止するための措置について、内容の明確化及び充足化
- ④燃焼を防止するための措置に係る業界自主基準の改定反映【冷凍則例示基準】
冷媒ガスが漏えいしたときの燃焼を防止するための適切な措置である「JRA GL-20」について、2022年（令和4年5月23日）版への更新
- ⑤冷媒設備に用いる材料の追加【冷凍則例示基準】
別表第4銅及び銅合金の許容引張応力における「屈伸材」についての追加
- ⑥第二種特定設備の適用対象の制限の見直し【特定則例示基準】
圧縮水素スタンド及び移動式圧縮水素スタンドに限定していた部分について、他の製造設備も適用されるよう対象拡大

（2）基本通達関係

- ①製造施設における処理能力算定の考え方について補足
- ②高圧ガスの製造に該当しないものについて、整理・追加
- ③火気等の制限に関する考え方について明確化
- ④特定設備検査合格証の交付及び返納に係る考え方や対応について明確化
- ⑤付属冷凍に係る図の修正等及び圧縮水素スタンド等に係る付属冷凍の取扱い
- ⑥容器の温度40度以下に保つための措置の整理及び圧縮水素スタンド等における散水装置設置に係る補足
- ⑦在宅酸素療法用の液化酸素に係る販売業者等が周知すべき基本的事項について、業界自主基準の採用（課長通達の廃止）
- ⑧空気液化分離装置（ASU）により高圧ガスの製造を行う事業所における保安企画推進員の選任・兼務
- ⑨エアゾール製品における「バルブを保護する措置」について補足 等

（参考）一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部を改正する規定案に対する意見募集について（パブコメ受付終了）

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595223072&Mode=0>

2. 例示基準及び基本通達の見直しについて（パブコメ予定）

（1）在宅酸素療法における液化酸素の移充填の取扱い

- 液化酸素による在宅酸素療法においては、液化酸素を親容器から酸素吸入する際に使用する子容器へ移充填する場合、当該移充填を行う患者等に対し、高圧ガス保安法第5条第2項第1号に基づく第二種製造として20日前までに届出を求めている状態にあり、医療行為としての実施に対して実態との乖離が生じている。
- 医療機関の指示による在宅酸素療法においては、高圧ガス保安法令に基づく、販売業者による患者等への災害の発生の防止のための周知及びその保安状況の管理等に加え、医療法令に基づき、在宅酸素療法における酸素供給装置の保守点検業務を行う者として厚生労働省令で定める基準に適合している者（例えば、一般財団法人医療関連サービス振興会では、認定制度を設け、認定を受けた者に医療関連サービスマークの交付を実施）による保守点検等が実施されることとなる。
- このような状態を踏まえ、患者等による在宅酸素療法のための液化酸素の移充填について、高圧ガス保安法令及び医療法令によって安全性の担保が図られていることを前提に、高圧ガス保安法第5条第2項第1号（第二種製造）ではなく、同法第13条（第一種製造及び第二種製造以外のその他製造）の適用対象とする。
- 基本通達において、「在宅酸素療法における患者等が行う酸素吸入のための高圧ガスの製造（親容器から子容器への液化酸素の移充填）であって、一般財団法人医療関連サービス振興会における認定を受けた者等在宅酸素供給装置の保守点検事業者として医療法（昭和23年法律第205号）第15条の3第2項の厚生労働省令で定める基準に適合している者による点検・指導を受けて実施されるもの」（仮）については、高圧ガス保安法第13条の適用対象とする旨を明記する。

（2）一般則・コンビ則第7条の3第1項の圧縮水素ステーションの防火設備の不要化（補足）

- 圧縮水素ステーションについて、一般高圧ガス保安規則及びコンビナート等保安規則の第7条の3第1項では防消火設備を設けることとなっているが、同条第2項では防火設備（火災の予防及び火災による類焼を防止するためのもの）を求めている。このため、同項の技術基準を踏まえ、同条第1項の設備において必要な措置が追加して講じられた場合には、防火設備を設ける必要のない設備として両規則の例示基準に明記する。
 - ①蓄圧器：蓄圧器からの火災及び蓄圧器の外部からの輻射熱による温度上昇を検知し、警報し、かつ、自動的に製造設備の運転を停止するとともに、温度の上昇を防止するための措置
 - ②蓄圧器以外の設備：圧縮水素ステーションの周囲の防火壁の設置又は上記①と同じ措置

1. 「規制改革実施計画」を踏まえた規制見直しの取組
(水素スタンド・燃料電池自動車関連)
2. 例示基準及び基本通達の見直し等の状況
- 3. バルクローリーに関する地方分権提案対応について**
4. 高圧ガス保安分野におけるアナログ規制見直し
5. 令和6年能登半島地震への対応

- 令和3年度地方分権提案において、バルクローリー（LPガスの運搬車）の許可等について、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下液化石油ガス法）上の許可を受けた場合には、高圧ガス保安法（以下高圧法）上の許可を不要とすること（液化石油ガス法と高圧法の許認可を一本化されたい）」という提案があった。
- これを受け、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）において、下記決定がなされている（抜粋）。

（2）高圧ガス保安法（昭26法204）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭42法149）

バルクローリーに関する移動式製造設備としての製造の許可（高圧ガス保安法5条1項）及び充てん設備の許可（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律37条の4第1項）等に係る事務手続の合理化については、地方公共団体及び事業者の負担軽減の観点から、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、その方策について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

<提案の背景>

- バルクローリーについては、液化石油ガス法による充てん設備としての許可等と、高圧法による移動式製造設備としての許可等を受けているものがある。
- 液化石油ガス法と高圧法の双方の適用を受けて使用する場合（双方の技術基準を引用する場合など）、両法の許可等を個別に受ける必要があり、地方自治体・事業者の事務的な負担となっている。
- 液化石油ガス法と高圧法ごとに手数料が必要になるため、事業者の経済的な負担となっている。
- 軽微な変更の工事に係る要件が液化石油ガス法と高圧法で異なっている部分がある。



- これらの地方分権提案を踏まえ、**事務手続を合理化し、許可審査等に係る手数料の低減を図ることとした**（令和5年3月15日液化石油ガス小委員会、令和5年3月24日高圧ガス小委員会にて審議）。

- その後、「**令和5年の地方からの提案等に関する対応方針**」（令和5年12月22日閣議決定）において**下記決定**がなされた（抜粋）。このため、**①重複する事務手続の合理化、②許可審査等に係る手数料の低減化**を図ることとした。

（1）高圧ガス保安法（昭26法204）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭42法149）

バルクローリーに関する移動式製造設備としての製造の許可（高圧ガス保安法5条1項）に係る手続のうち、**充てん設備の許可**（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律37条の4第1項）に係る**審査結果を利用するもの**については、**令和5年度中に政令を改正し、手数料を引き下げ、当該審査に係る事務の運用の考え方と併せて、地方公共団体に通知**する。

- これにより、**地方公共団体の手数料の標準に関する政令を改正**（公布：令和5年12月6日、施行：令和6年4月1日）（※1）するとともに、**関係する許可等事務手続きの手数料の考え方を示す運用通達を関係自治体等に発出**（令和6年2月29日）。

（※1）地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和5年政令第347号）【抜粋】

	改正後	改正前
移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの（ 液化石油ガス法第37条の4第1項の許可済の場合 ）	6,000円	21,000円 （標準的なバルクローリーの場合）

1. 「規制改革実施計画」を踏まえた規制見直しの取組
(水素スタンド・燃料電池自動車関連)
2. 例示基準及び基本通達の見直し等の状況
3. バルクローリーに関する地方分権提案対応について
- 4. 高圧ガス保安分野におけるアナログ規制見直し**
5. 令和6年能登半島地震への対応

政府のデジタル化の推進及び産業保安における取組

- 令和3年11月、デジタル改革、規制改革、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、**国や地方の制度・システム等の構造変革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的**として、「デジタル臨時行政調査会」（以下「調査会」という。）が設置された（令和5年10月6日廃止）。
- 第2回調査会では、**経済産業大臣から、IoT、ビッグデータ、AI、ドローン等のテクノロジーの活用（スマート保安）により産業保安分野の保安レベルを持続的に向上させるため、保安規制の在り方を見直す旨報告。**
- 現在、アナログ規制※の見直し等が政府全体で進められており、令和4年12月に公表された「**デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表**」に基づき、**原則、令和6年6月までの集中改革期間に見直し等を進めているところ。**

※ 「目視規制」、「実地監査規制」、「定期検査・点検規制」、「常駐・専任規制」、「対面講習規制」、「書面掲示規制」及び「往訪閲覧・縦覧規制」の7つに類型化されている。

（御参考）デジタル臨時行政調査会構成員

会長 内閣総理大臣
 副会長 デジタル大臣
 内閣官房長官
 構成員 総務大臣
 財務大臣
 経済産業大臣
 内閣府特命担当大臣（規制改革）
 行政改革担当大臣

産業保安分野（電気・都市ガス・高圧ガス）における規制のデジタル対応

- 規制のデジタル対応については、直ちに着手できるものから着手するなど、しっかりと対応する。
- また、法律レベルでも、IoT、ビッグデータ、AI、ドローン等のテクノロジーの活用（スマート保安）により産業保安分野の保安レベルを持続的に向上させるため、「**テクノロジーを活用しつつ、自主的に高度な保安を確保できる事業者**」について、**保安規制に関する手続・検査の在り方を見直す。**

テクノロジーの産業保安分野への展開

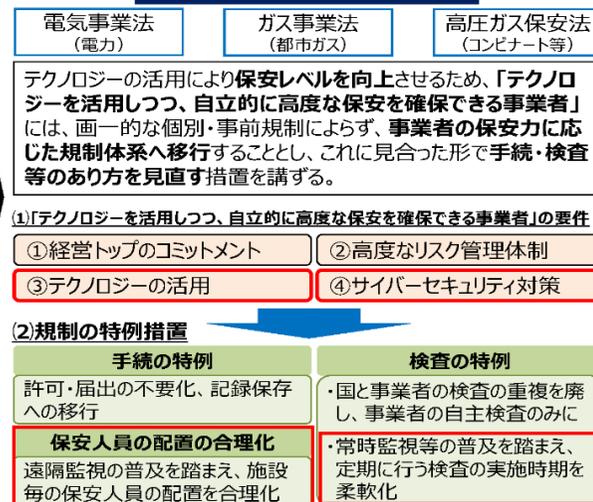


産業保安分野の課題：保安人材の不足

熟練の保安人材の退職、若年層の雇用困難化
 (例) 電気主任技術者の6割が50歳以上

→ テクノロジーの活用により人材不足にも対処

今般の制度見直しの内容



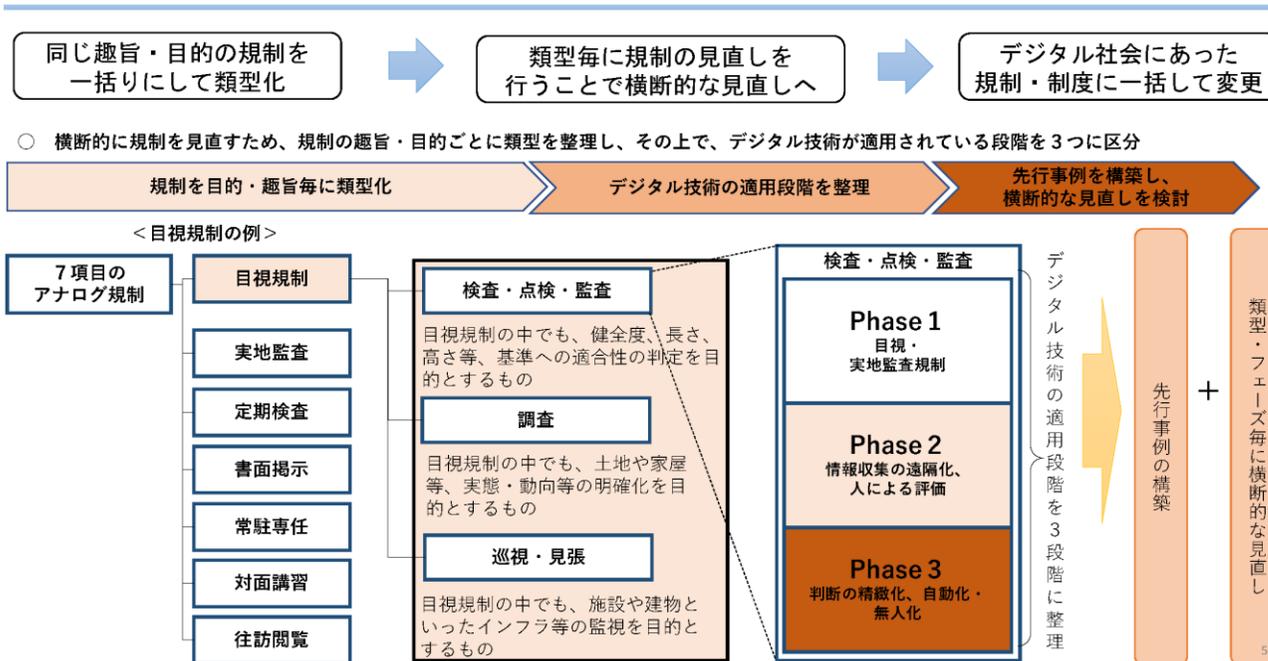
(出典) 第2回調査会(令和3年12月22日) 経済産業省提出資料4「産業保安分野における規制のデジタル対応」

デジタル庁による既存規制のデジタル原則への適合性点検

- デジタル庁では、既存のアナログ規制について、**代表的な7類型である①目視規制、②実地監査、③定期検査、④書面掲示、⑤常駐専任、⑥対面講習、⑦往訪閲覧**を対象に、法律・政省令で規定されている規制の条項につきデジタル原則への適合性について**点検、見直しを行うこと**としている。
- 高圧ガス保安分野においても、**①目視規制、③定期検査、⑤常駐専任、⑥対面講習、⑦往訪閲覧の5類型に該当するアナログ規制の点検や見直し等を進めている**。高圧ガス保安法等（石災法、石パ法含む）に関して、**法律・政令・省令は788条項※1、告示・通達は23条項※2が見直し対象**。

※1 デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表 7項目のアナログ規制（2023年6月21日更新）によりカウント
 ※2 デジタル原則を踏まえたアナログ規制（通知・通達等）の見直し方針のフォローアップ（令和5年度12月見直し期限）によりカウント
<https://www.digital.go.jp/policies/digital-extraordinary-administrative-research-committee/>

一括見直しに向けた類型化とフェーズの考え方



(出典) デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会）
https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/34a225ed-03be-4408-b00d-f9b88a5a2543/7f6adee4/20230314_policies_digital-extraordinary-administrative-research-committee_outline_01.pdf

高圧ガス保安分野における「デジタル原則」への適合状況（1 / 3）

注：（ ）内は見直し次期または完了期限

法令	規制・制度	規制・制度の概要	規制の類型	検討の方向性等
高圧ガス保安法第20条 等	①完成検査	<ul style="list-style-type: none"> 第一種製造業者が製造施設の設置工事等を終了した後、使用前に行われる都道府県知事等による検査。 	①目視規制	<ul style="list-style-type: none"> 目視以外の新技術を用いた方法による検査が妨げられない旨、通達にて明確化（R3.3済）※1
高圧ガス保安法第35条 等	②保安検査	<ul style="list-style-type: none"> 第一種製造業者の製造施設が技術上の基準に適合しているかどうか定期的に確認される都道府県知事等による検査。 		<ul style="list-style-type: none"> 目視以外の新技術を用いた方法による検査が妨げられない旨、通達にて明確化（R3.3済）※1
コンビナート保安規則第31条第4号 等	③保安係員の職務	<ul style="list-style-type: none"> 保安係員の職務として、製造設備及び製造の方法についての巡視及び点検を行うことを規定。 		<ul style="list-style-type: none"> 目視以外の方法による「巡視、点検」は妨げていない旨の明確化の検討等（R6.6）
一般高圧ガス保安規則第7条の4第3項第2号	④セルフ圧縮水素スタンドに係る技術上の基準	<ul style="list-style-type: none"> セルフ圧縮水素スタンドの日常点検は直接目視により行うこととするを規定。 		<ul style="list-style-type: none"> セルフスタンド特有の上乗せ規制であり、目視以外の新技術を用いた方法もあることから、規定削除を含めて検討等（R6.6）
特定設備検査規則第50条	⑤構造の検査	<ul style="list-style-type: none"> 設計段階から検査が必要な特定設備について、設計書及び構造図に記載された検査対象部位を目視などにより検査。 		<ul style="list-style-type: none"> 目視以外の方法による「巡視、点検」は妨げていない旨の明確化の検討等（R6.6）
冷凍保安規則第35条第2項第4号 等	⑥危害予防規程の届出等	<ul style="list-style-type: none"> 第一種製造業者が定めることとなっている危害予防規程の都道府県知事等への届出を規定。危害予防規程に書くべき細目として、巡視・点検に関すること等を明示。 		<ul style="list-style-type: none"> 目視以外の方法による「巡視、点検」は妨げていない旨の明確化の検討等（R6.6）
高圧ガス保安法第59条の35第1項、第62条	⑦立入検査	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業省等が高圧ガス製造事業者等に対し立入検査をできる旨を規定。 		<ul style="list-style-type: none"> オンラインによる立入検査が可能である旨の明確化の検討等（R6.6）
コンビナート等保安規則第5条第2項第5号 等	①日常点検	<ul style="list-style-type: none"> 製造設備等について、1日に1回以上頻繁に製造設備等の作動状況について点検すること等を規定。 	③定期検査	<ul style="list-style-type: none"> 常時監視等の技術の進展を踏まえ、点検回数を削除するなど、性能規定化の検討等（R6.6）
高圧ガス保安法第35条の2 等	②定期自主検査	<ul style="list-style-type: none"> 高圧ガス製造事業者等に対し、一部の製造施設等については、定期的に、自主検査をすることを義務付け。 		<ul style="list-style-type: none"> 令和5年12月21日に施行した認定高度保安実施事業者制度により、定期自主検査の不要化。措置済み（R5.12済）※2

※1 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）の一部改正について（法定検査における新技術の活用が可能であることの明確化）（令和3年3月2日）

※2 「容器保安規則等の一部を改正する省令」等について（認定高度保安実施者制度、燃料電池自動車等の規制の一元化関係）（令和5年12月21日）

高圧ガス保安分野における「デジタル原則」への適合状況（2 / 3）

注：（ ）内は見直し次期または完了期限

法令	規制・制度	規制・制度の概要	規制の種類	検討の方向性等
高圧ガス保安法第27条の2、第27条の3等	①保安係員、保安主任者の選任	<ul style="list-style-type: none"> 高圧ガス製造事業者に対し、製造の施設の区分ごとに有資格者である保安係員、保安主任者の選任を義務付け。 	⑤常駐専任	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年12月21日に施行した認定高度保安実施事業者制度により、製造の施設の区分ごとの選任を不要化。措置済み（R5.12済）※2
高圧ガス保安法第27条の2、第27条の3、第27条の4、第28条、第52条	②保安統括者等の選任	<ul style="list-style-type: none"> 高圧ガス製造事業者に対し、製造の内容に応じて、事業所ごとに有資格者である保安統括者、保安技術管理者、保安企画推進員、冷凍保安責任者の選任を義務付け。 高圧ガス販売事業者に対し、販売所ごとに販売主任者の選任を義務付け。 特定高圧ガス消費者に対し、事業所ごとに特定高圧ガス取扱主任者の選任を義務付け。 容器検査所の登録を受けた者に対し、容器検査所ごとに検査主任者の選任を義務付け。 		<ul style="list-style-type: none"> 実施すべき業務に支障が生じない範囲において、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用し、遠隔で職務を実施することとして差し支えない旨の明確化の検討等（R6.6）
高圧ガス保安法第27条の2第7項等	①義務講習	<ul style="list-style-type: none"> 保安係員、保安主任者、保安企画推進員に対し、それぞれ講習の受講を義務付け。 	⑥対面講習	<ul style="list-style-type: none"> 段階的にオンデマンド方式（インターネット経由で動画を配信する方式）によるオンライン講習が可能となっていることを踏まえ、オンライン講習が妨げられない旨の明確化の検討等（R6.6）※3
高圧ガス保安法第49条の20、第49条の31第2項	①容器等製造業者登録簿等の閲覧	<ul style="list-style-type: none"> 容器等製造業者登録簿、外国容器等製造業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる旨規定。 	⑦往訪閲覧	<ul style="list-style-type: none"> 閲覧の申出及び閲覧をメールを含むオンライン上で行える旨の明確化の検討等（R6.6）
高圧ガス保安法第56条の6の21、第56条の6の22第2項	②特定設備製造業者登録簿等の閲覧	<ul style="list-style-type: none"> 特定設備製造業者登録簿、外国特定設備製造業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる旨規定。 		<ul style="list-style-type: none"> 閲覧の申出及び閲覧をメールを含むオンライン上で行える旨の明確化の検討等（R6.6）
高圧ガス保安法の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則第9条	③記録の閲覧	<ul style="list-style-type: none"> 行政不服審査請求人又はその代理人が、事案の記録を閲覧することができる旨規定。 		<ul style="list-style-type: none"> 閲覧の申出及び閲覧をメールを含むオンライン上で行える旨の明確化の検討等（R6.6）

※1 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）の一部改正について（法定検査における新技術の活用が可能であることの明確化）（令和3年3月2日）

※2 「容器保安規則等の一部を改正する省令」等について（認定高度保安実施者制度、燃料電池自動車等の規制の一元化関係）（令和5年12月21日）

※3 重要なお知らせ（オンライン講習の段階的導入について）（高圧ガス保安協会）https://www.khk.or.jp/qualification/examination_course/

高圧ガス保安分野における「デジタル原則」への適合状況（3 / 3）

- 告示・通達の23条項の見直しに関しては、令和6年1月29日に以下通知をもって措置済み。

<通知内容抜粋>

（1）「目視規制」について

別表1に掲げる告示における目視による調査、巡視及び点検については、これらの条項の規定上、ドローンによる遠隔監視技術の活用やAIによる診断など、デジタル技術の活用を妨げるものではない。
なお、巡視・点検の実施者は、点検の目的、被点検対象の性質等を考慮した上で実施方法を判断されたい。

（2）「常駐専任」について

別表2に掲げる内規における常駐・専任規制については、責任者を選定することを念頭に置いた規定であり、その業務を行うに際して特定の場所への常駐を必ずしも求めるものではなく、また、複数の施設等における当該業務の兼任を必ずしも妨げるものではない。このため、実施すべき業務に支障が生じない範囲において、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用し、遠隔で職務を実施することとして差し支えない。
なお、デジタル技術の活用に当たっては、当該規制の目的等を考慮した上で、実施方法等を判断されたい。

（3）「対面講習」について

別表3に掲げる講習については、これらの条項の規定上、当該講習に係る申込・受講・修了証の発行の全てのプロセスにおいて、オンライン会議システムの活用等デジタル技術の活用を妨げるものではない。例えば、高圧ガス保安協会が実施する高圧ガス移動監視者講習では、オンライン講習が実施されているが、さらに、デジタル技術を活用した修了証の発行を行うなどが考えられる。具体的には、各講習実施主体が案内する講習会の受講手続を確認いただきたい。

別表1（目視規制関係）

法令等名称	制定年月日及び番号	条項等
国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示	平成28年6月30日経済産業省告示第184号	第53条
製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示	昭和50年8月1日通商産業省告示第291号	第1条の7第2号
容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示	平成9年3月25日通商産業省告示第150号	第24条第2号、第27条、第28条の3

別表2（常駐専任関係）

法令等名称	制定年月日及び番号	条項等
高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）	令和2年8月6日 20200715保局第1号	(2)一般則の運用及び解釈について：第64条関係、第66条関係、第72条関係、第78条関係 (3)液石則の運用及び解釈について：第62条関係、第64条関係、第70条関係、第76条関係 (4)コンビ則の運用及び解釈について：第23条関係、第25条関係、第33条関係

別表3（対面講習関係）

法令等名称	制定年月日及び番号	条項等
一般高圧ガス保安規則	昭和41年5月25日 通商産業省令第53号	第49条第17号・18号
液化石油ガス保安規則	昭和41年5月25日 通商産業省令第52号	第48条第14号・15号

（留意事項）

上記の表については、別添のデジタル庁公表資料（高圧ガス保安法部分抜粋）における記載に不明確な点があるため法令等名称等に相違がありますが、示すべき内容自体には変わりありません。

（出典）デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について（令和6年1月29日 高圧ガス保安室）

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/240129_koatsu-desitaltsuti.pdf

1. 「規制改革実施計画」を踏まえた規制見直しの取組
(水素スタンド・燃料電池自動車関連)
2. 例示基準及び基本通達の見直し等の状況
3. バルクローリーに関する地方分権提案対応について
4. 高圧ガス保安分野におけるアナログ規制見直し
5. **令和6年能登半島地震への対応**

高圧ガスの主な事故・被害状況（LPガス含む）

- 高圧法及び石災法に係る設備について、LPガス・アンモニア等の高圧ガスや原油の漏えい等が一部で発生。いずれも人的被害及び場外への影響は生じていない（令和6年3月21日時点）
- 被害は以下のとおり複数発生しており、引き続き、地元自治体・業界団体・関係省庁等と連携し、必要な法令上の措置等により支援。

第18回液化石油ガス小委員会
(令和6年3月19日) 資料抜粋

<LPガス輸入基地の被害>

- 七尾基地：設備支障により出荷停止となった。この間、金沢基地、新潟基地、中京等の元売り基地間で連携して代替供給を継続した。なお、応急復旧工事を進め、1月15日から在庫分による限定的な出荷を開始し、3月1日からは船舶による在庫への受入れが可能となったことから、通常量の出荷を再開した。

<LPガス国家備蓄基地の被害>

- 七尾国家石油ガス備蓄基地：地震発生直後から設備の点検、補修を実施し、2月27日に応急復旧が完了した。

<充填所の被害>

- 充填所の被害：奥能登4市町（輪島市、穴水町、能登町、珠洲市）には3箇所の充填所があるが、うち1箇所は早期に復旧のうえ稼働（輪島市）できた。一方で残り2箇所（珠洲市と穴水町）の充填所は地震による地盤や設備の支障により稼働を停止中であるため、県内の別の充填所で空き容器に充填し配送するなど充填済み容器の在庫を確保することで出荷に対応した。

<容器流出・家屋倒壊等に伴う被害>

- 地震に伴い発生した津波の影響で、海岸沿いの宿泊施設から、LPガス容器16本が海に流出したが、後日、流出した全ての容器が回収された。
- 地震の影響により、多数の供給設備への被害が発生したが、各事業者による消費者宅のLPガス設備の安全点検を行い、2月中旬に石川県内についても、家屋倒壊等の場合を除いて供給を再開した。

【参考】埋没・流出したLPガス容器による事故防止について（注意喚起）

- 埋没・流出した容器により、事故が発生する可能性があったため、1月5日に、経済産業省は、「令和6年能登半島地震により埋没・流出したLPガス容器による事故防止について（注意喚起）」をホームページに掲載して、注意喚起を実施。

令和6年能登半島地震により埋没・流出したLPガス容器による事故防止について（注意喚起）

2024年1月5日
経済産業省

本件の概要

- 令和6年1月1日に発生した能登半島地震による津波の影響により、石川県内においてLPガス容器が流出したとの情報が確認されています。
- その他の地域を含め、家屋の倒壊、浸水によるLPガス容器の埋没や流出も想定されます。

埋没や流出したLPガス容器を発見された場合は、以下の点に注意して、容器の所有者（販売店等）、最寄りの都道府県LPガス協会又は消防機関へご連絡願います。

- ・みだりに触れない、移動させない
- ・ガス臭くなくても、容器周辺では火気を使用しない
- また、近傍の海上を航行される船舶におかれましては、LPガス容器が海上に浮遊している可能性も否定できませんので、航行に際して注意をお願いします。

【LPガス容器を発見した場合の連絡先】

- ・容器の所有者（販売店等）

（注）容器の外面に氏名、名称、住所及び電話番号が表示されています。ただし、容器の所有者に連絡が取れない場合も考えられますので、その場合は、最寄りの都道府県LPガス協会又は消防機関にご連絡願います。

- ・都道府県LPガス協会の連絡先については、下記URLをご参照願います。

<https://www.japanlpg.or.jp/about/local.html>

[埋没・流出したLPガス容器による事故防止について（注意喚起）（PDF形式：89KB）PDFファイル](#)

令和6年能登半島地震踏まえた高圧ガス保安法令関連の措置

- **特定非常災害特別措置法**※¹に基づき、令和6年能登半島地震による災害が、令和6年1月11日付で「特定非常災害」に指定され※²、保安検査・定期自主検査等の**履行期限のある法令上の義務を令和6年4月30日まで延長**することなど、各種措置が講じられている。
- 高圧ガス保安法令に定める事務については、令和6年3月19日の告示制定※³により、災害救助法の適用地域について、以下のとおり措置を講じている。

（1）義務講習受講期限の延長

保安係員、保安主任者及び保安企画推進員等が受けなければならない義務講習について、受講期限をそれぞれ延長。

（2）国家試験に係る科目免除申請方法の柔軟化

現行法令上、製造保安責任者試験又は販売主任者試験の科目免除を申請しようとする者は、受験願書に講習修了証又はその写しを添付することとしているが、今般の災害を踏まえ、講習修了証又はその写しの添付によらず、試験実施者が定める方法により科目免除を行うことを可能とする。

※1 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）

※2 令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和6年政令第5号）

※3 液化石油ガス保安規則等の規定に基づく事由及び経済産業大臣が認める場合並びに経済産業大臣が定める期間を定める件（令和6年経済産業省告示第25号）

（出典）

・令和6年能登半島地震による災害「特定非常災害」指定について（各種の許認可等（運転免許等）の有効期間の延長などが行われます。）

https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu01_000360.html

・災害救助法の適用状況

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

・高圧ガス・コンビナートの安全（ニュースリリース参照）

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/index.html

【参考】液化石油ガス保安規則等の規定に基づく事由及び経済産業大臣が認める場合並びに経済産業大臣が定める期間を定める件（令和6年経済産業省告示第25号）（令和6年3月19日 官報第1184号）

○経済産業省告示第二十五号

液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第六十六条第四項、一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第六十八条第四項、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則（昭和四十一年通商産業省令第五十四号）第十条第二項ただし書、コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第二十七条第四項、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）第十四条第二項及び第三十二条第二項並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第二十三条第四項、第七十四条第四項及び第九十九条第三項の規定に基づき、これらの規定の事由及び経済産業大臣が認める場合並びに経済産業大臣が定める期間を次のように定める。

令和六年三月十九日

経済産業大臣 齋藤 健

- 1 事由及び経済産業大臣が認める場合
令和六年能登半島地震
- 2 経済産業大臣が定める期間
 - 一 令和六年能登半島地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町

習を受けさせなければならない期間、同令第七十四条第二項及び第三項の規定により充てん作業者が再講習を受けなければならない期間並びに同令第九十九条第一項及び第二項の規定により液化石油ガス設備士が講習を受けなければならない期間

二 特定被災区域内に所在する工場若しくは事業所その他事業場に従事する者又は居住地を有する者であつて、その次に掲げる期間が令和六年一月一日から六月三十日までの間に終了するものについては、当該期間を六月間延長する。

- イ 液化石油ガス保安規則第六十六条第三項、一般高圧ガス保安規則第六十八条第三項及びコンビナート等保安規則第二十七条第三項の規定により保安係員及び保安主任者に講習を受けさせなければならない期間
- ロ 液化石油ガス保安規則第六十六条第一項、一般高圧ガス保安規則第六十八条第一項及びコンビナート等保安規則第二十七条第一項の規定により保安企画推進員に講習を受けさせなければならない期間
- ハ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第二十三条第三項の規定により業務主任者に講習を受けさせなければならない期間

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

村の区域（次号において「特定被災区域」という。）内に所在する工場若しくは事業所その他事業場に従事する者又は居住地を有する者であつて、その次に掲げる期間が令和六年三月三十一日に終了するものについては、当該期間を一年間延長する。

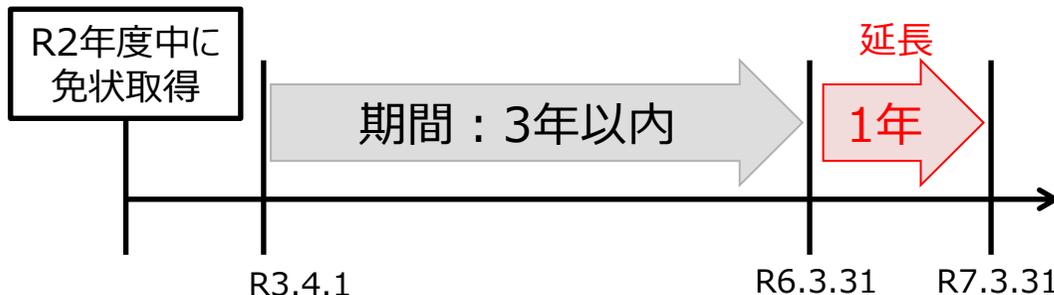
- イ 液化石油ガス保安規則第六十六条第一項及び第二項、一般高圧ガス保安規則第六十八条第一項及び第二項並びにコンビナート等保安規則第二十七条第一項及び第二項の規定により保安係員及び保安主任者に講習を受けさせなければならない期間
- ロ 液化石油ガス保安規則第六十六条第二項、一般高圧ガス保安規則第六十八条第二項及びコンビナート等保安規則第二十七条第二項の規定により保安企画推進員に講習を受けさせなければならない期間
- ハ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第十四条第一項の規定によりエネルギー理企画推進者に講習を受けさせなければならない期間及び同令第三十二条第一項の規定によりエネルギー管理員に講習を受けさせなければならない期間
- ニ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第二十三条第一項及び第二項の規定により業務主任者に講

保安係員

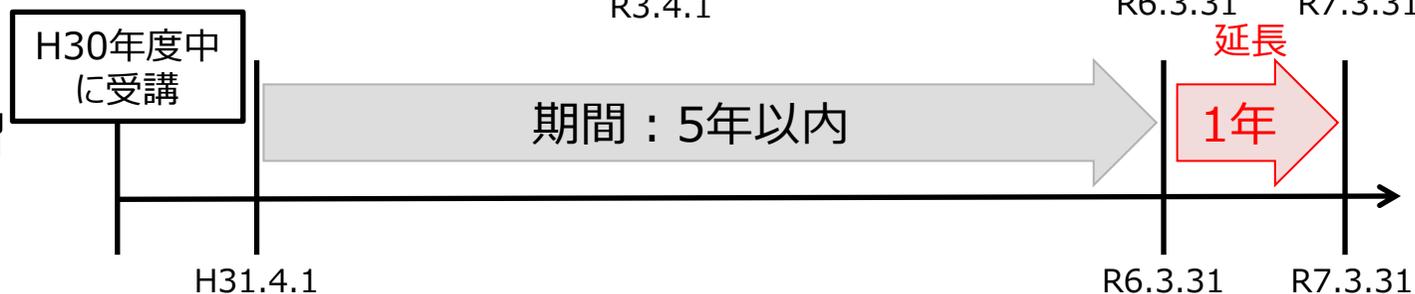
保安主任者

講習を受けさせなければならない期間が令和6年3月31日に終了する場合は、期間が1年間延長されます。

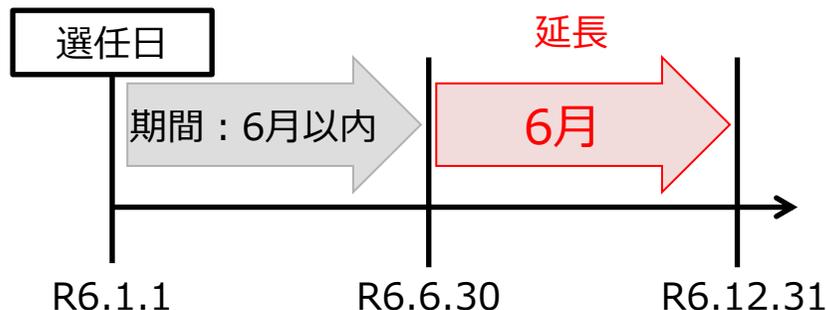
免状取得後、最初の講習の場合



二回目以降の講習の場合



例) 令和6年6月30日に期間が終了する場合



上図の期間にかかわらず、選任後、講習を受けさせなければならない期間（6月以内）が令和6年1月1日から6月30日までの間に終了する場合は、その期間が6月間延長されます。

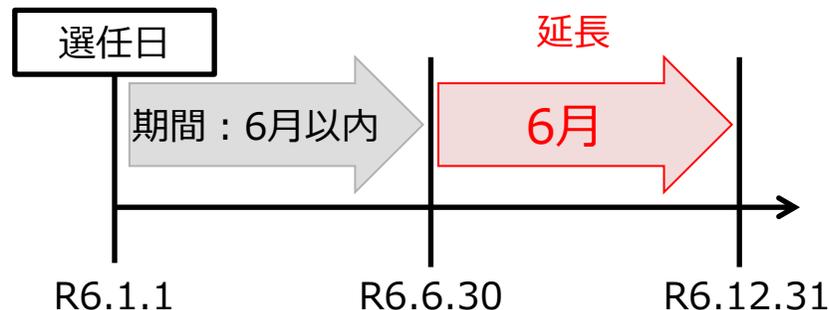
保安企画推進員

講習を受けさせなければならない期間が、選任後最初の講習は6月、二回目以降の講習は1年、延長されます。

選任後、最初の講習の場合

選任後、講習を受けさせなければならない期間（6月以内）が令和6年1月1日から6月30日の間に終了する場合は、その期間が6月間延長されます。

例) 令和6年6月30日に期間が終了する場合



二回目以降の講習の場合

講習を受けさせなければならない期間が令和6年3月31日に終了する場合は、その期間が1年間延長されます。

H30年度中に受講



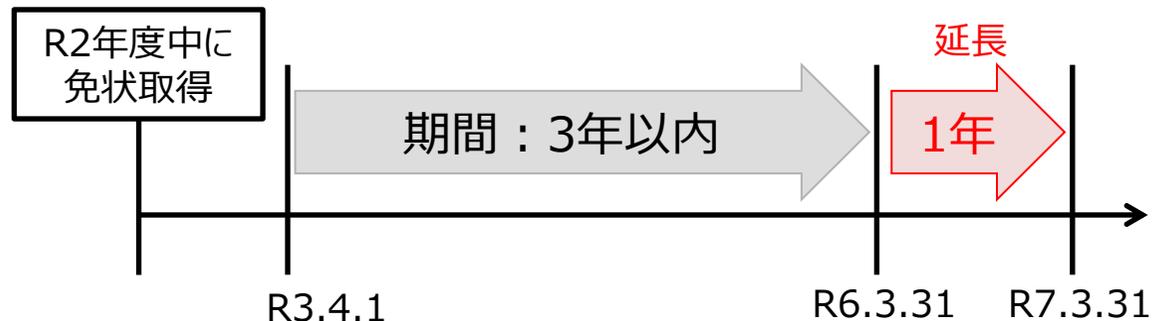
【参考】

充てん作業者

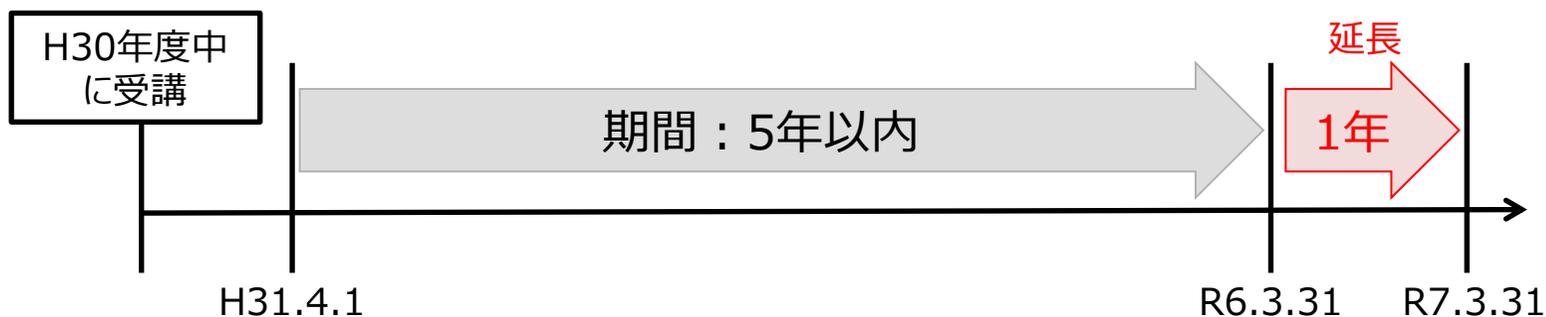
液化石油ガス設備士

**講習を受けなければならない期間が
令和6年3月31日に終了する方は、
期間が1年間延長されます。**

免状取得後、最初の講習の場合



二回目以降の講習の場合

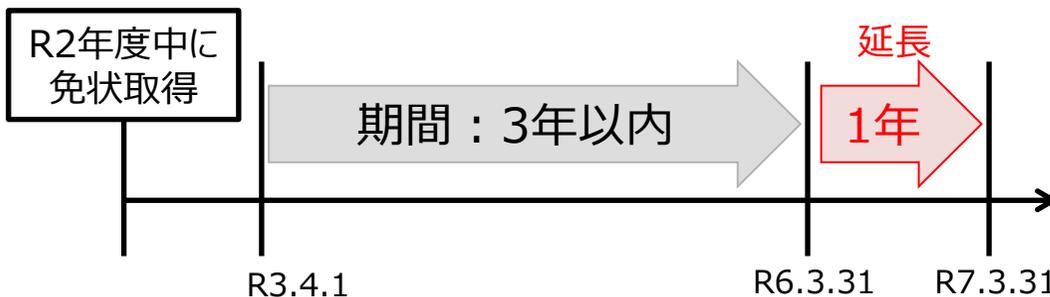


参照条文：液石法施行規則 第74条、第109条

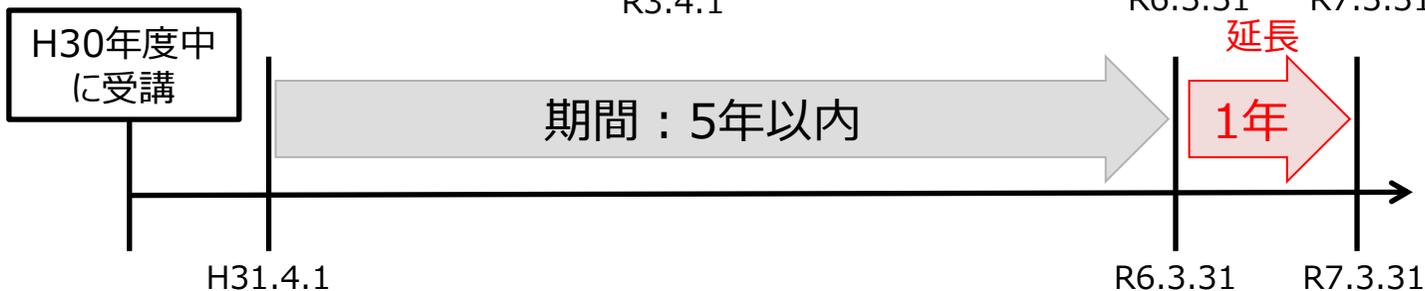
業務主任者

講習を受けさせなければならない期間が令和6年3月31日に終了する場合は、期間が1年間延長されます。

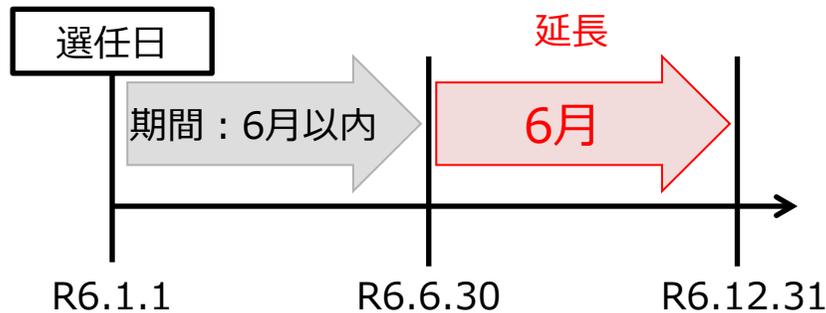
免状取得後、最初の講習の場合



二回目以降の講習の場合



例) 令和6年6月30日に期間が終了する場合



上図の期間にかかわらず、選任した日から6月以内に講習を受けさせなければならない場合であって、その期間が令和6年1月1日から6月30日までの間に終了する場合は、右図のとおり期間が6月間延長されます。